

## 研修用物品利用要領

平成30年2月14日制定  
公益社団法人熊本県トラック協会

### (目的)

第1条 この要領は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「協会」という。)が保有する会員企業向け教育研修用DVD等(以下「研修用物品」という。)の適正な利用を図るため、必要な事項について定めるものとする。

### (利用の範囲)

第2条 利用の範囲は、協会会員事業者の管理職、従業員等の教育研修に供するものとする。

2 営利を目的とした映写はいかなる場合であっても行ってはならない。

### (貸出方法)

第3条 利用者は利用申請を行う場合、様式1の「研修用物品貸出書」に必要事項を記入のうえ、協会へ提出しなければならない。

2 貸出期間は、原則として最長1ヶ月の範囲とする。

3 貸出数は、原則として1事業者1回あたり5本(枚)を限度とする。

4 利用者が、その利用を取消又は変更(延長等)しようとする際は、速やかに協会に申し出たうえで、協会の指示に従わなければならない。

5 貸出費用は、無料とする。

### (返却)

第4条 利用者は、様式1の「研修用物品貸出書」に記載した利用期間を終了したときは、直ちに協会に返却(延長する場合を除く。)しなければならない。

2 返却の際に協会へ送付する場合の送料は、利用者が負担すること。

3 返却の際は、必ず巻き戻しておくこと。(ビデオテープ)

### (研修用物品の保全)

第5条 研修用物品の利用にあたっては、破損又は紛失等しないように丁寧に扱い、保全に努めること。

2 利用者は、研修用物品を破損、又は紛失等した場合は、速やかに協会に申し出たうえで、様式2「研修用物品の破損・紛失に係る状況報告書」を協会に提出しなければならない。

3 利用者の故意又は、重大な過失による破損、又は紛失等があった場合には、  
弁償金を利用者が支払うものとする。

4 弁償金額は時価相当額により算出して決定する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ対応を行う。

(附則)

第1条 本要領は平成30年4月1日より適用する。